

市政への提言

(平成20年5月20日から6月9日受付分)

提言・意見	所管課等	対応状況
<p>39. 歩道と車道が一緒になっている道路の側溝に蓋のなっていないところがあるところに見受けられます。学校帰りの子どもや通行人が車が来た時に端によって側溝に落ちてけがをしている人もいます。</p> <p>市で強制的に蓋をすることはできないでしょうか。</p>	<p>建設課</p>	<p>側溝整備工事は、地域から要望をされている箇所については、地域の御協力を得ながら計画的に進めています。しかし、道路幅員が4メートル前後の狭い道路の側溝は、ほとんどが、現場打ちのコンクリート側溝となっており、そのままでは蓋をかけることができないため、新しく側溝を整備し、一緒に蓋を設置する工事を行っています。</p> <p>なお、区画整理事業などにより整備された幅員が6メートルの以上の道路については、蓋がかけられていない箇所もありますが、まずは、幅員の狭い道路から優先的に整備を行っています。</p>
<p>40. 職員は職務中に休憩室で議会をテレビ観戦できますが、一般市民は会社を休まないと傍聴できません。土・日に議会を開くといった公約はいつ実現するのですか。土・日にできない理由は人件費の問題があるからですか。代休または、奉仕してでも市民の目線でやってくれないと議員がどんな活動をしているのか全然わかりません。傍聴されると困る理由でもあるのでしょうか。</p>	<p>議会事務局</p>	<p>市議会では、18年度までに「議会改革検討委員会」を設置し、その中で、議会の休日開催についても議会運営委員会で検討をしたところです。議員からは、平日に議会傍聴できない市民からの開催希望があり、それに応えるべきであるという意見も出ましたが、人件費や光熱水費などの経費負担が多額に上ることが見込まれることや、一部の市議会で実施されている年に1日のみの休日開催では、質問者の選定などに問題があるとの意見も出されました。話し合いの結果、当面、実施をしないという結論になったところです。</p> <p>なお、公約ということですが、議員個人の考え方や主張は、議会活動における基本方針公約という性格で捉えることができ、そういう意味では、「〇〇議員の選挙公約」という言い方がされます。しかし、市議会全体としての「公約」という概念は、市政運営において存在しないも</p>

市政への提言

(平成20年5月20日から6月9日受付分)

提言・意見	所管課等	対応状況
		<p>のと考えます。</p> <p>傍聴に関してですが、公開が原則の本会議は、自由に傍聴していただくことができます。また、市民に開かれた議会を推進するため、19年12月から、原則公開が適用されない常任委員会及び予算・決算特別委員会についても、可能な限り公開すべきであるという考えから、審査の場所を、スペースが広い議員協議会室に移し、10人の傍聴が可能（委員長の許可による）となるようにしたところです。</p>